

教員の資質能力向上方策に関する参考資料

●教員の資質向上について	1
●今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申) 平成18年7月11日中央教育審議会	2
●教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について	3
●教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(諮問)	4
●教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策に関する検討状況について	5
●教員免許更新制等の今後の在り方について	6
●教員の資質向上方策の抜本的な見直しに係る検討課題について	7
●教員免許制度の抜本改革に係る調査検討事業	8
●現在の教員の資質向上等のイメージ	9
●教員養成・免許制度について	10
●教員免許更新制の概要	12
●諸外国における教員養成・免許制度について	13
●教員研修の実施体系	14
●初任者研修の概要	15
●10年経験者研修の概要	16
●教員数(国・公・私立学校)	17
●公立小・中学校年齢別教員数	18
●所有免許状別教員構成等	19
●免許状取得者数及び教員採用者数について	20
●国立の教員養成大学・学部の入学定員	21
●教職大学院の概要	22
●教職大学院及び修士課程(教員養成系)の現状	23
●教職大学院の質の保証	24

教員の資質向上について

教員の資質能力の向上については、日頃の教育実践や教員自身の研鑽を基本としつつ大学等における「養成」、都道府県・指定都市教育委員会等による「採用」、そして教員になってからの「研修」という各段階を通じて、様々な施策が体系的に行われている。

教員養成・採用・研修等の各段階を通じた教員の資質向上

- 大学における養成が原則
- 教職課程の認定を受けた学科等において、教科に関する科目、教職に関する科目などを修得することにより、採用当初から学級や教科を担任し、教科指導、生徒指導等を実践するために必要な最小限の資質能力を養成

採用

- 都道府県・指定都市教育委員会等において採用選考試験を実施
- 多面的な人物評価の一層の推進
 - ・面接試験・実技試験の重視
 - ・様々な社会体験等の評価

養成

研修

- 都道府県教育委員会等における研修
 - ・初任者研修
 - ・10年経験者研修
 - ・教職経験者研修 等
- 国(教員研修センター)における研修
 - ・各地域において中心的な役割を担う教職員に対する学校管理研修
 - ・喫緊の重要課題研修 等

適切な人事管理

- 指導が不適切な教員に対する人事管理システムの適切な運用
- 新しい教員評価システム
- 優秀教員表彰

最近の取組

- 教員養成課程の改善(「教職実践演習」の導入等)
- 教職大学院の設置
- ・大学院段階における教員養成課程を充実し、高度かつ実践的な教員養成を行う
- 教員免許更新制の実施
 - ・教員が定期的に最新の知識技能を身につけることで教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的。
 - ・免許状に10年の有効期間を定める。有効期間の満了までの2年間に、30時間以上の免許状更新講習を修了することが必要。(教員免許更新制の在り方については、教員の資質向上方策の抜本的な見直しの中で検討を行う。)

教員の資質能力の総合的な向上方策の検討

- 教員の資質能力の総合的な向上方策の検討に着手

- ・平成22年度政府予算(74百万円)
教員免許制度の抜本改革に係る調査検討事業
- ・大学、教育委員会、教育関係団体等を対象として、意見・提案募集を実施
- ・Webサイト「熟議力ケアイ」を新設。教員の資質向上などについて「熟議」を実施
- ・平成22年6月3日中央教育審議会に諮問
「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」



- 教員の質を充実させることにより教員の教育力を向上させ、質の高い教育を実現

今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申) 平成18年7月11日中央教育審議会

改革の重要性

現在、教員に最も求められていることは、広く国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となること。養成、採用、研修等の改革を総合的に進める必要があるが、とりわけ教員養成・免許制度の改革は、他の改革の出発点に位置付けられるものであり、重要。

改革の方向

①大学の教職課程を、教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるものに改革する。

②教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力を確実に保証するものに改革する。

改革の具体的方策

1:教職課程の質的水準の向上

一 学部段階で責任を持って教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるための改革一

◆大学における組織的指導体制の整備

「教職実践演習(仮称)」の新設・必修化(2単位)

「使命感や責任感、教育的愛情等を持って、教科指導、生徒指導等を実践できる資質能力」を最終的に形成し、確認

「教育実習における大学の責任ある対応を法令上、明確化

大学の教員と実習校の教員が連携して指導能力、適性等に問題のある学生は実習に出さない

「教職指導」の実施を法令上、明確化

教職課程全体を通じて、学生に対するきめ細かい指導、助言、援助を充実

各大学の「教員養成カリキュラム委員会」の機能の充実・強化

◆教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実

是正勧告や認定取消を可能とする仕組みの整備

2:教職大学院制度の創設

一 より高度な専門性を備えた力量ある教員を養成し、教職課程改善のモデルとなる「教職大学院」制度の創設一

◆名称 教職大学院

◆目的・機能

- ・実践的な指導力を備えた新人教員の養成
- ・現職教員を対象に、スクールリーダー(中核的・指導的な役割を担う教員)の養成

◆教育課程・方法

- ・体系的に開設すべき授業科目の領域(5領域)を定め、すべての領域にわたり授業科目を開設
- ・事例研究、フィールドワーク等

◆教員組織 実務家教員4割以上

◆修業年限 標準2年

◆修了要件

2年以上在学し、45単位以上修得(10単位以上は学校における実習)

3:教員免許更新制の導入

一 養成段階を修了した後も、教員として必要な資質能力を確実に保証する一

◆趣旨

免許状に有効期限を付し、免許状の取得後も、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新(リニューアル)を図るための制度として、更新制を導入

◆免許状の有効期限 10年間

◆更新要件

有効期限内に免許更新講習を受講・修了すること(直近2年間で30時間)
(講習は、使命感や責任感等をもって指導を実践できる力、その時々で必要な資質能力に刷新(リニューアル)する内容)

◆更新の要件を満たさなかった場合、免許状は失効

(但し、同様の講習の受講により再授与の申請は可能)

◆現職教員にも更新制を適用

免許状に有効期限は付さないが、10年ごとに同様の講習の受講を義務付け、修了しない場合は免許状は失効

4:その他

◆上進制度

勤務実績を適切に評価する方向で改善

◆取上げ事由の強化

分限免職处分を受けた者の免許状の取上げを可能とする方向で強化

教員のライフステージ

【養成段階】

◎教職課程の質的水準の向上 (上記と同じ。)

◎教職大学院の設置 (上記と同じ。)

【採用段階】

◎採用選者の改善・充実

- ・人物評価の一層の充実
- ・教職課程の履修状況の適切な評価
- ・採用スケジュール全体の早期化
- ・受験年齢制限の緩和・撤廃、民間企業経験者や退職教員の活用等、多様な人材の登用促進 等

【現職段階】

◎現職研修の改善・充実

・10年経験者研修の内容等の見直し

◎人事管理の改善・充実

・条件附採用制度の厳格な運用や、指導力不足教員に対する人事管理制度による分限制度の厳格な適用を一層推進

◎教員評価の推進

・一人一人の教員の能力や業績を適正に評価し、その結果を待遇に適切に反映

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について

検討の経緯及び予定

平成21年

○10月21日 「教員免許更新制等の今後の在り方について」を公表。

平成22年

○1月～3月 大学、教育委員会、教育関係団体等を対象として、意見・提案募集を実施。
(結果は現在整理中。)

○4月17日 Webサイト「熟議力ケアイ」を新設。教員の資質向上などについて「熟議」を実施。

○6月3日 「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」中央教育審議会に諮問。

同日 「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策に関する検討状況について」を公表。

【今後の予定】

○6月～7月 調査機関(三菱総研)に委託して、学校関係者、保護者等に対するアンケート調査を実施予定。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(諮問)

6月3日中央教育
審議会に諮問

学校教育における課題の複雑・多様化

- 教員が対応すべき課題の多様化(生徒指導上の諸課題、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICTの活用など)
- 地域・保護者とのより緊密な連携の必要性
- 教員の実践的指導力・コミュニケーション力の強化の必要性

学校現場を取りまく環境の変化

- 教員への信頼の揺らぎ(不祥事、指導力不足教員の問題を含む)
- 社会の高学歴化に伴う教員の地位の相対的低下
- 教員間の同僚性の希薄化(同僚間で指導し合う文化の消失傾向)

教員の質の充実

教員の数の拡充(別途検討)

教員が生涯を通じて資質能力を高めながら自信と誇りを持って教壇に立ち、社会からの信頼を得られるような環境を整していくことが急務

教員の資質能力の向上方策の検討に当たっては、教員が教職生活の全体を通じて不断に専門性を高めていくことを支援するシステムづくりが喫緊の課題～初等中等教育政策、高等教育政策の一体的な改革～

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について中央教育審議会に諮問

→ 中央教育審議会 総会の下に「教員の資質能力向上 特別部会」を設置して検討

【審議事項】

- 教職生活の各段階で求められる専門性の基盤となる資質能力を着実に身に付けられるような新たな教員養成・教員免許制度の在り方について
→ 教職課程の期間・内容等の充実、教職大学院の在り方の検討、課程認定の厳格化 など
- 新たな教員養成の在り方を踏まえ、教職生活の全体を通じて教員の資質能力の向上を保証するしくみの構築について
→ 教員免許制度の見直し、現職研修の充実、免許更新制の検証と在り方の検討 など
- 教育委員会や大学をはじめとする関係機関や地域社会との組織的・継続的な連携・協働のしくみづくりについて
→ 関係機関や地域が一体となって教員を育て支援する環境づくり、多様な人材の登用 など

その他の方策

- 地域や保護者の声を反映した学校運営の在り方
- 人事管理の改善・充実
- 教員が安心して教育活動に専念できる環境づくり
- 教員が協働して学び合える環境づくり
(同僚性の回復)

平成22年6月3日
文部科学省

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の 総合的な向上方策に関する検討状況について

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策については、本日、文部科学大臣から中央教育審議会に対し、別添のとおり諮問が行われるとともに、同審議会に教員の資質能力向上特別部会を設置して審議が進められることになりました。

教員免許更新制の今後の在り方については、昨年10月21日に方針をお知らせし、現在もその方針に変更はありません。これに加えて、中央教育審議会での審議が開始されるに当たり、改めて以下のとおりお知らせいたします。

関係各位におかれましては、その趣旨をご理解いただき、引き続きの取組をお願い申し上げます。

1. 文部科学省としては、教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について、中央教育審議会において本年中を目途に一定の指向性をお示しいただきたいと考えております。
2. 教員免許更新制の在り方については、教員の資質能力の向上方策の抜本的な見直しを行う中で、総合的に検討することとしておりますが、一定の結論が得られ、これに基づく法律改正が行われるまでの間は、現行制度が有効です。現職教員の方は、現行制度に従って、定められた期間内に免許状更新講習の課程を修了し、免許管理者の確認を受けることが必要です。
3. このため、免許状更新講習を開設する大学等におかれましては、現職教員の十分な受講機会が確保されるよう、都道府県教育委員会等との情報交換を行うとともに、必要に応じて国の補助事業の活用も検討の上、引き続き免許状更新講習の開設や、質の高い免許状更新講習の実施にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

あわせて、平成23年3月31日に修了確認期限が到来する現職教員の受講機会の確保について、可能な限りご配慮いただきますようお願い申し上げます。

平成21年10月21日
文部科学省

教員免許更新制等の今後の在り方について

教員免許更新制等の今後の在り方について、文部科学省としての現時点における方針は以下のとおりですので、お知らせします。関係各位におかれでは、これを踏まえ、引き続きの取組をお願い申し上げます。

1. 教員の資質向上のための教員免許制度の抜本的な見直し（教員養成課程の充実や専門免許状制度の導入の検討を含む。）に着手し、必要な調査・検討を開始します。このため、平成22年度予算概算要求に所要の経費を計上しています。
2. 当省においては、上記調査・検討において、現行制度の効果等を検証する予定であり、新たな教員免許制度の内容及び移行方針を具体化する中で、現在の教員免許更新制の在り方についても結論を得ることとしています。
この検討は、拙速を避け、学校関係者、大学関係者などの意見を十分に聞きながら行う予定です。
3. なお、上記調査・検討の結論が得られ、これに基づく法律改正が行われるまでの間は、現行制度が有効です。このため、平成22年度予算概算要求において、山間地離島へき地等の学校の教員、少数教科科目を担当する教員、障害のある教員などを対象とする講習を大学が開設するための経費を国が補助するため、所要の経費を計上しています。
4. 本件の今後の進捗状況については、適時適切に情報提供する予定です。

教員の資質向上方策の抜本的な見直しに係る検討課題について

[平成22年1月21日大学・教育委員会等に対して意見把握を実施する際に配布]

教員の資質向上方策の抜本的な見直しにあたっては、国民や関係者の理解を得ることが不可欠。そのため、幅広い視点に立ち、教員の資質向上を図るためのあらゆる課題について検討を行うことが必要。

1. 教員に求められる資質能力について

養成段階・採用段階・現職段階(初任・中堅等)において、教員に求められる資質能力はそれぞれ何か。

2. 教員免許制度の果たすべき役割について

(1)各段階で求められる資質能力を、教員免許制度及び任用制度において、それぞれどのように確保すべきか。

《参考:現行の資質能力の確保方策》

免許制度:免許状の授与、上進、教員免許更新制

任用制度:教員採用、初任者研修、十年経験者研修、指導改善研修

(2)現行制度が前提としている大学における養成の原則や、開放制の原則についてどう考えるか。

3. 大学の教員養成課程の在り方について

(1)養成カリキュラムについて

① 教員養成課程において取り扱うべき内容は何か。

② 教員養成課程はどのような課程でどの程度の規模や期間とすべきか。現職教員への適用をどのようにするのか。

③ 実践的指導力を身に付けるために必要な方策は何か。

(2)大学の組織体制の在り方について

上記(1)を実現するため、どのような教員養成課程の組織体制の構築が考えられるか。また、その場合必要な実施経費について、どのようなことが考えられるか。

(3)質の保証について

大学評価システムの改革動向を踏まえ、養成課程の質の確保をどのように行うべきか。(課程認定審査の厳格化、課程認定の事後評価・確認制度の導入、コアカリキュラムの導入等)

(4)教育委員会の役割について

教員養成において教育委員会が一定の役割を担うことは考えられないか。

4. 現職教員の資質向上の在り方について

(1)現職教員の資質向上において、教員免許制度をどのような役割・機能を果たすべきものとして設計するか。

(2)十年経験者研修等の研修制度との関係をどのように整理し、見直すべきか。

(3)現職教員の質の確保の方策としての教員免許更新制をどう考えるか。

(4)現職教員の研修における大学の役割を高めることは考えられないか。

教員免許制度の抜本改革に係る調査検討事業

平成22年度予算額

74百万円

教員の資質向上を図るために、教員養成課程の充実など教員の資質向上方策を抜本的に見直すこととしており、このため教員免許更新制の効果検証等を含め、必要な調査・検討等を行う。

(1) 委託先：株式会社三菱総合研究所

(2) 調査期間：平成22年4月9日～平成22年8月31日

調査委託先機関

1. 教員免許制度の抜本改革に係る調査

- 調査票の検討・調整
- 調査の実施（教員、校長等、教育委員会、大学、保護者等）
- 調査票の回収・集計
- 分析結果のまとめ
- 諸外国制度についての実態調査
- 教員の資質能力調査

2. 教員免許更新制の効果検証に係る調査

- 調査票の検討・調整
- 調査の実施（講習受講者、非受講者、校長等、教育委員会、大学、保護者等）
- 調査票の回収・集計
- 分析結果のまとめ



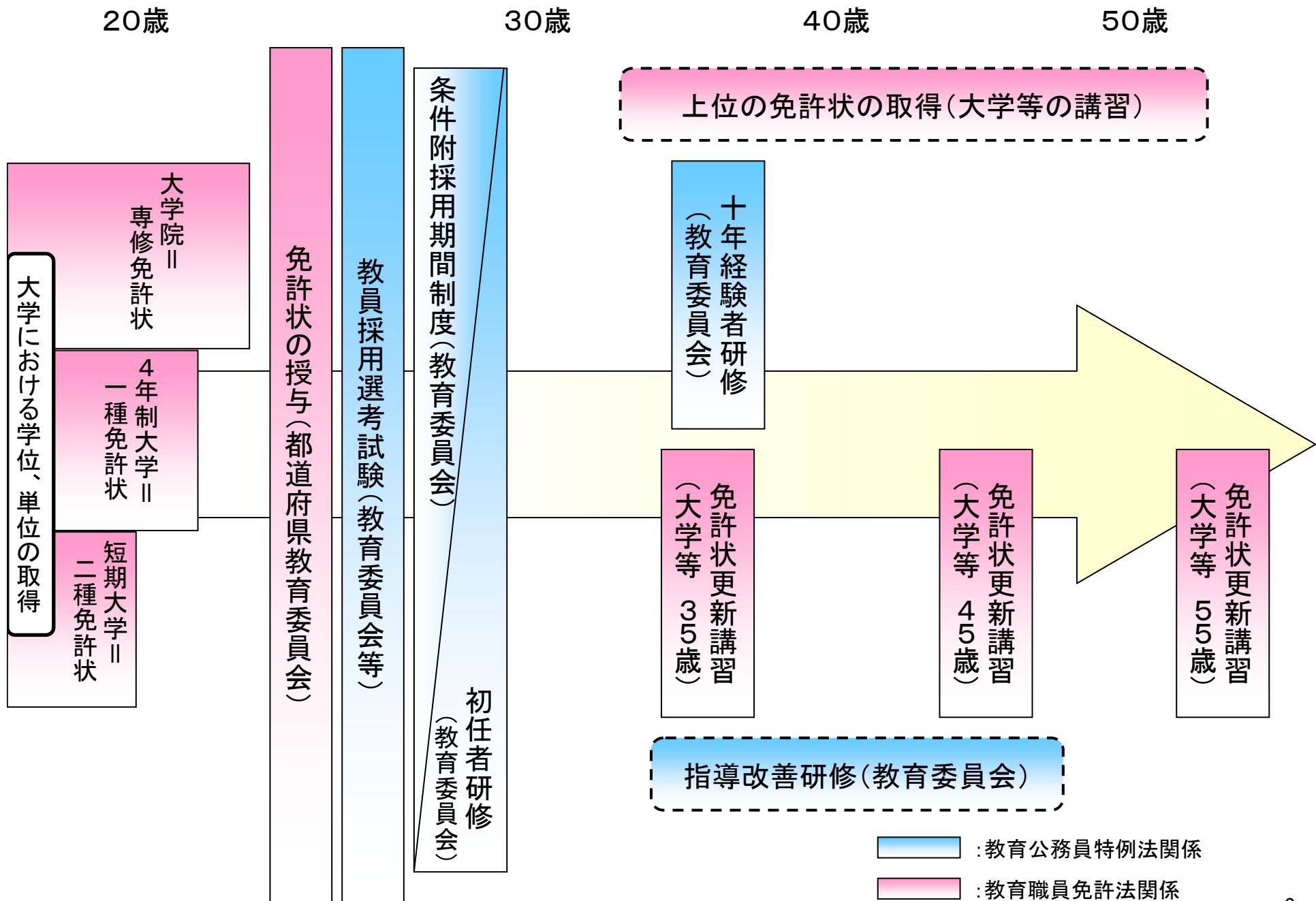
調査

回答

学校、教育委員会、大学関係者、保護者等



現在の教員の資質向上等のイメージ



教員養成・免許制度について

1. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状
(有効期間10年)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

○ 授与権者
都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

- ・普通免許状：全ての都道府県
 - ・特別免許状
 - ・臨時免許状
- 授与を受けた
都道府県内

普通免許状

H20年度授与件数: 217, 626件

(内訳) 専修免許状: 15, 599件 一種免許状: 154, 590件 二種免許状: 47, 437件

- ① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

[教科に関する科目
教職に関する科目]

⇒

教員免許状

- ② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H20年度授与件数: 56件

(平成元～H20年度総授与件数: 346件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H20年度授与件数:

9, 598件

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体)の合格

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

H20年度届出件数:

21, 359件

優れた社会人を学校現場へ迎え入れるため、免許状を有しない者を教科等の一部領域(例: 看護、芸術等)を担任する非常勤講師に充てることができる。

② 専科担任制度

H14. 7. 1～H21. 3. 31の合計件数:

中学校免許状による小学校専科担任数 24, 070件

高等学校免許状による小学校専科担任数 4, 608件

高等学校免許状による中学校専科担任数 780件

中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。(例: 中学校の理科の教員が、小学校の理科授業を行う)

高等学校の専門教科等の免許状を有する者は、中学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。

教員免許更新制の概要

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持つて教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的。 <教員免許更新制の導入：平成21年4月1日>

1. 免許状の有効期間の更新

- (1) 普通免許状及び特別免許状に10年の有効期間を定める。
- (2) 都道府県教育委員会は、以下の者から申請があった場合に、その免許状の有効期間の更新をすることができる。
 - ① 文部科学大臣の認定を受けた30時間以上の免許状更新講習の課程を修了した者
 - ② 免許状更新講習の受講を免除される者
 - 教員を指導する立場にある者
 - 優秀教員表彰者
- (3) 現職教員にも同様の制度を適用する。
 - 旧免許状(平成21年3月31日以前に授与された免許状)には有効期間は定められない。
 - 旧免許状を有する教育職員及等は、免許状更新講習を修了確認期限までに修了しなかった場合、その者の免許状は効力を失う。
 - 受講対象者は、毎年約85,000～89,000人程度

2. 免許状更新講習

- (1) 免許状更新講習を開設できる者
大学、指定養成機関、都道府県等の教育委員会、独立行政法人・公益法人など
- (2) 免許状更新講習の内容
 - ① 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(12時間以上)
 - ② 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)

3. 実施のための取組

- 平成22年度予算において、教員免許制度の抜本的な見直しの方向性が示されるまでの間、へき地等で講習を開設する大学への補助など、大学における教員の現職教育への支援等を行うための経費として約2億4千万円を計上

諸外国における教員養成・免許制度について

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フィンランド	日本
養成機関	4年制大学(4年間の学士号取得課程が主流であるが、延長型の5年課程や大学院課程もある)	高等教育機関の教員養成課程(3~4年)又は学士取得者を対象とした教職専門課程(1年)	大学の教員養成課程(3.5年~5年)	大学の教員養成課程(5年)	大学(4年)における教員養成が標準
資格試験	有(試験の方法・内容は州により異なる)	無	有(第一次国家試験又は修士号取得試験、及び第二次国家試験)	無	無
試補勤務	無	無	有(第一次国家試験合格又は修士号取得後に1~2年)	無	無(1年間の条件附採用期間と初任者研修を義務)
免許等	・州が免許状を発行 ・免許状は教育段階別。 (一般に初等教員免許状、中等教員免許状)	・教育大臣が認定した養成課程の修了者に正教員としての資格が与えられる ・学校種、教科の別はない	・第二次国家試験合格後に州が資格を認定 ・学校種類別の資格を認める州と教育段階別の資格を認める州がある	・修士号(初等教育教員は教育学専攻、中等教育教員は教職科目履修を含む各領域専攻)が教員免許に相当	・大学での所要単位及び学士等の資格を得た者に授与(申請により都道府県教育委員会が授与) ・学校種、教科別の免許状で専修、一種、二種の3種類
教育実習期間	12週間以上が22州 (2002年。 州により異なる。)	4年制養成課程 ……32週間以上 教職専門課程 ……18~24週間	学士課程(3年) ……14週間 修士課程(1~2年) ……4週間 計 18週間 (ニーダーザクセン州の場合。 州により異なる。)	不明	幼・小・中学校 ……4週間 高等学校 ……2週間

教員研修の実施体系

	1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目
国レベルの研修	<ul style="list-style-type: none"> ●各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修 <ul style="list-style-type: none"> 中堅教員研修 校長・教頭等研修 ●喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修 <ul style="list-style-type: none"> 海外派遣研修(3ヶ月以内、6ヶ月以内) ・学校組織マネジメントや国語力向上に向けた教育の推進のための指導者育成研修等 ・教育課題研修指導者の海外派遣プログラム(2週間) 						
都道府県教委等が実施する研修	<ul style="list-style-type: none"> ●法定研修(原則として全教員が対象のもの) <ul style="list-style-type: none"> 初任者研修 10年経験者研修 ●教職経験に応じた研修 <ul style="list-style-type: none"> 5年経験者研修 20年経験者研修 ●職能に応じた研修 <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導主事研修など 新任教務主任研修 教頭・校長研修 ●長期派遣研修 <ul style="list-style-type: none"> 民間企業等への長期派遣研修 ●専門的な知識・技能に関する研修 <ul style="list-style-type: none"> 教科指導、生徒指導等に関する専門的研修 ●指導が不適切な教員に対する研修 <ul style="list-style-type: none"> 指導改善研修 						

初任者研修の概要

1. 目的:新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
2. 対象者:公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者:各都道府県、指定都市、中核市教育委員会
4. 根拠法:教育公務員特例法第23条(昭和63年制度創設、平成元年度から実施)
5. 研修内容:任命権者が定める。
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

＜文部科学省が教育委員会に示した内容例＞

I. 校内研修

時間数:週10時間、年間300時間程度
講師:拠点校指導教員、校内指導教員

【実施上の留意点】

- ・個々の初任者の経験や力量、個々の学校の抱える課題に重点を置く
- ・授業の準備から実際の展開に至るまでの授業実践の基礎(指導案の書き方、板書の仕方、発問の取り方等)について、きめ細かく初任者を指導

II. 校外研修

日数:年間25日間程度
研修場所と研修内容

- ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導
- ②企業・福祉施設等での体験研修
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修（4泊5日程度）

【実施上の留意点】

- ・校内研修との有機的な連携を保つ
- ・初任者が自己の問題意識に応じて講師や研修内容を選択できるようにする
- ・参加型・体験型研修、課題研究・討論など課題解決的な研修を多く取り入れる
- ・異なる規模の学校や他校種での研修等、他の学校での経験を得る機会を確保する

10年経験者研修の概要

1. 目的:個々の能力、適性等に応じて教諭等としての資質の向上を図る。
2. 対象者:公立の小学校等の教諭等のうち、在職期間が10年に達した者
3. 実施者:各都道府県、指定都市、中核市教育委員会
4. 根拠法:教育公務員特例法第24条(平成14年制度創設、平成15年度から実施)
5. 研修内容:任命権者が定める。
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

<文部科学省が教育委員会に示した内容例>

I. 評価・研修計画書の作成

①能力、適性等の評価

- ・都道府県教育委員会は、評価基準を作成し、各学校に配布
- ・校長は、評価基準に基づき、受講者の能力、適性等について評価を行い、評価の案を市町村教育委員会に提出
- ・市町村教育委員会は、調整等を行った後、最終的に評価を決定

②研修計画書の作成

- ・校長は、評価を踏まえ、研修計画書の案を作成
- ・市町村教育委員会は、評価の結果に基づき、受講者ごとに受講すべき講座等を記載した研修計画書を作成

II. 研修の実施

①長期休業期間中の研修

日数:20日間程度／場所:教育センター等
講師:ベテラン教員、指導主事等
規模:少人数形式

方法:模擬授業、教材研究、ケーススタディー等

②課業期間中の研修

日数:20日間程度／場所:主として学校内
助言:校長、教頭、教務主任等
方法:研究授業、教材研究等

III. 研修実施後の評価

研修終了後も、引き続き教諭等の資質の向上を図っていくため、研修終了時に、再度、評価を行い、その結果を、当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用していくことが望ましい。

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施について」
(20文科初第913号)(抄)

第4 その他

1. 十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保
○ この場合、十年経験者研修制度の実施に当たって発出した「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(14文科初第575号)において教育センター等において実施する校外研修の期間を20日間程度(幼稚園については10日間程度)を想定するとしているが、例えば、当該校外研修の期間を現行の日数から5日間程度短縮することも考えられること。

教員数(国・公・私立学校)

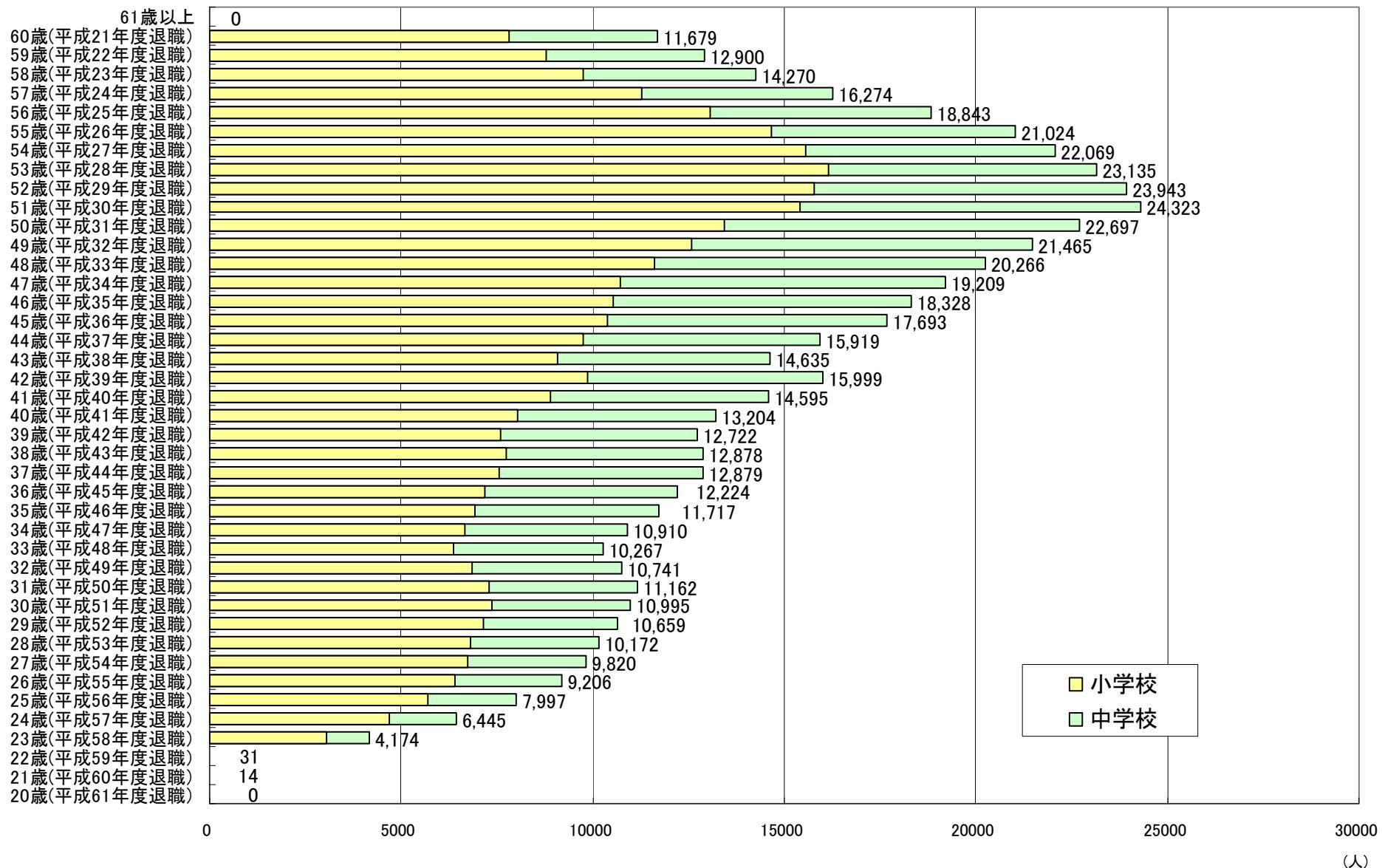
(平成21年5月1日現在)

	総数	国立		公立		私立		
		昨年度 参考	昨年度 参考	昨年度 参考	昨年度 参考	昨年度 参考	昨年度 参考	
幼稚園	110,692	111,223	337 (0.3%)	335 (0.3%)	24,424 (22.0%)	24,741 (22.2%)	85,931 (77.6%)	86,147 (77.5%)
小学校	419,518	419,309	1,857 (0.4%)	1,855 (0.4%)	413,321 (98.5%)	413,280 (98.6%)	4,340 (1.0%)	4,174 (1.0%)
中学校	250,771	249,509	1,647 (0.6%)	1,684 (0.7%)	234,494 (93.5%)	233,581 (93.6%)	14,630 (5.8%)	14,244 (5.7%)
高等学校	239,342	241,226	568 (0.2%)	565 (0.2%)	179,831 (75.1%)	181,564 (75.3%)	58,943 (24.6%)	59,097 (24.5%)
中等教育学校	1,576	1,369	184 (11.6%)	139 (10.2%)	857 (54.4%)	707 (51.6%)	535 (33.9%)	523 (38.2%)
特別支援学校	70,518	68,677	1,490 (2.1%)	1,487 (2.2%)	68,747 (97.5%)	66,915 (97.4%)	281 (0.4%)	275 (0.4%)
合計	1,092,417	1,091,313	6,083	6,065	921,674	920,788	164,660	164,460

(※ 養護教諭は各学校種に含まれる。)

(出典:学校基本調査)
17

公立小・中学校年齢別教員数(平成22年3月31日)



【小学校】 355,134人 44.5歳
 【中学校】 202,349人 44.3歳

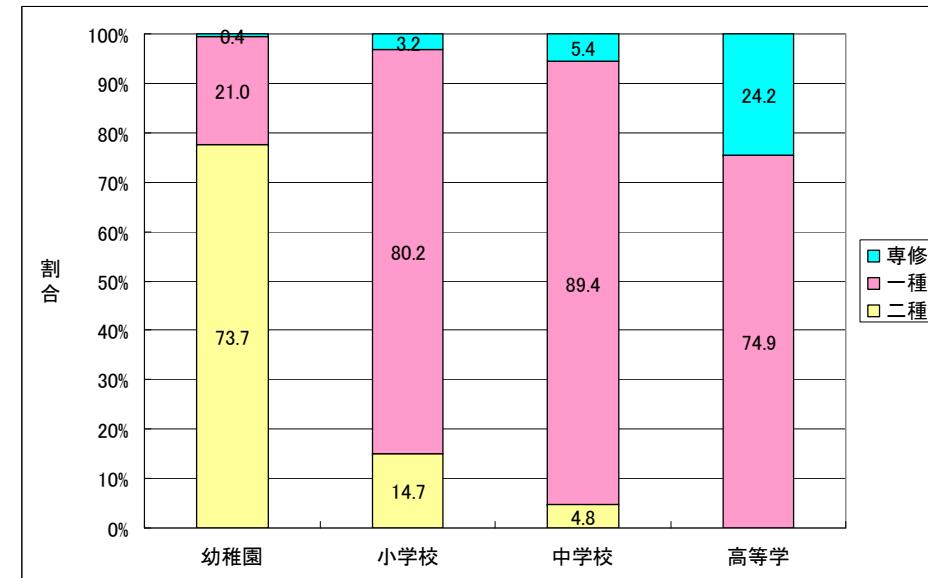
【合計】 557,483人 44.4歳

文部科学省調べ

所有免許状別教員構成等

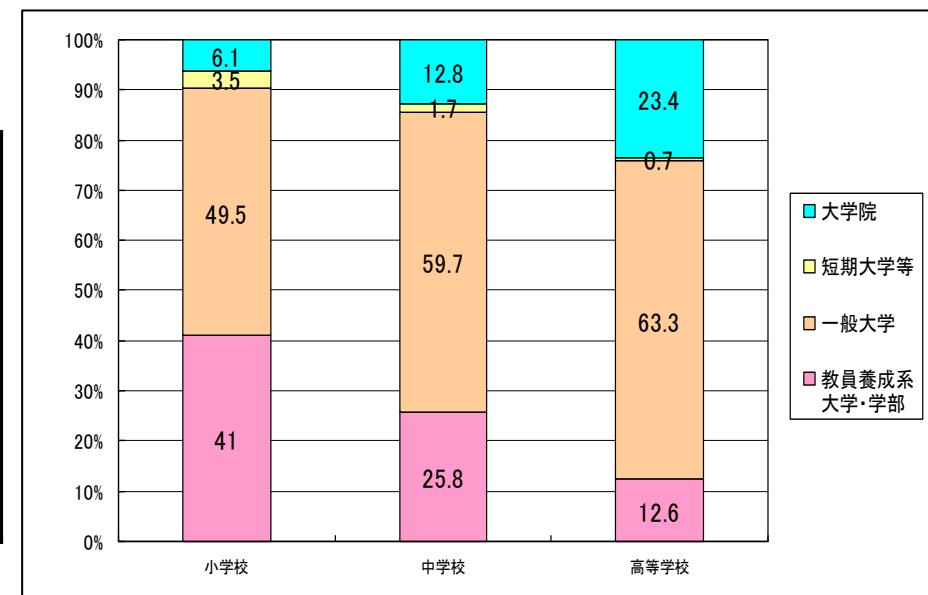
<現職教員の免許状種別保有者割合>
(平成19年度)

区分	専修免許状	一種免許状	二種免許状
幼稚園	0.4%	21.0%	73.7%
小学校	3.2%	80.2%	14.7%
中学校	5.4%	89.4%	4.8%
高等学校	24.2%	74.9%	



<公立学校教員採用者の学歴別内訳>
(平成21年度)

区分	小学校	中学校	高等学校
教員養成系大学・学部	41.0%	25.8%	12.6%
一般大学	49.5%	59.7%	63.3%
短期大学等	3.5%	1.7%	0.7%
大学院	6.1%	12.8%	23.4%



免許状取得者数及び教員採用者数について

授与年度	免許状取得者数(人)	教員採用者数(人)
昭和39年度	49, 464	32, 936
昭和44年度	131, 973	36, 747 ※
昭和50年度	152, 915	53, 413
昭和56年度	168, 433	56, 591
昭和62年度	142, 152	44, 228
平成5年度	128, 342	33, 586
平成11年度	115, 669	26, 895
平成17年度	117, 903	40, 156

●免許状取得者数:教職員課調べ

●教員採用者数:学校教員統計調査(採用年度は授与年度の翌年度)

調査対象は国・公・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校・聾学校・養護学校(現在の特別支援学校)、中等教育学校
ただし、※の調査対象は、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校・聾学校・養護学校(現在の特別支援学校)及び私立の幼稚園、高等学校

＜参考＞

・平成18年度教員免許状取得者数
(教職員課調べ)

小学校	中学校	高等学校
16, 576	51, 190	73, 509

・平成18年度国公私立学校教員採用者数(新卒者)
(学校教員統計調査)

小学校	中学校	高等学校
5, 025	2, 088	1, 656

国立の教員養成大学・学部の入学定員（平成22年度）

	大学名	入学定員		
		教員養成 課程	新課程	計
1	北海道教育	700	510	1,210
2	弘前	170	70	240
3	岩手	160	90	250
4	宮城教育	345	0	345
5	秋田	100	190	290
6	茨城	250	100	350
7	宇都宮	150	60	210
8	群馬	220	0	220
9	埼玉	480	0	480
10	千葉	420	35	455
11	東京学芸	730	335	1,065
12	横浜国大	230	230	460
13	新潟	220	150	370
14	上越教育	160	0	160
15	金沢	100	0	100
16	福井	100	60	160
17	山梨	100	100	200
18	信州	230	50	280
19	岐阜	215	35	250
20	静岡	300	100	400
21	愛知教育	643	232	875
22	三重	145	55	200

	大学名	入学定員		
		教員養成 課程	新課程	計
23	滋賀	180	60	240
24	京都教育	300	0	300
25	大阪教育	525	405	930
26	兵庫教育	160	0	160
27	奈良教育	180	75	255
28	和歌山	145	40	185
29	島根	170	0	170
30	岡山	280	0	280
31	広島	180	315	495
32	山口	130	110	240
33	鳴門教育	100	0	100
34	香川	130	70	200
35	愛媛	120	100	220
36	高知	100	70	170
37	福岡教育	480	150	630
38	佐賀	90	150	240
39	長崎	240	0	240
40	熊本	230	60	290
41	大分	100	145	245
42	宮崎	150	80	230
43	鹿児島	240	35	275
44	琉球	100	90	190
	合計	10,498	4,357	14,855

教職大学院の概要

1. 教職大学院の特性(既存の修士課程との違い)

- ① 実務家教員(教職等としての実務経験のある教員)を必要専任教員の4割以上置くことが、法令上規定されている。
- ② 既存の修士課程では学生が専門分野の研究に従事しているが、教職大学院では研究指導を受けることや修士論文の提出が義務づけられていないため、教職としての高度な実践力・応用力を備えた教員の養成に資する。
- ③ なお、大学は7年ごとに機関別の認証評価を受けることが義務づけられているが、さらに、教職大学院は5年に1回、分野別の認証評価が義務づけられている。

2. 教職大学院の具体的な仕組み

- ① 修業年限：標準2年
- ② 修了要件：2年以上在学し、45単位以上修得。10単位以上は学校等での実習を義務化。
 - ③ 教育課程・方法：事例研究、フィールドワーク等を積極的に導入した「理論と実践の融合」による体系的授業科目
- ④ 教員組織：必要専任教員数最低11人(うち実務家教員4割以上)
※ 専任教員一人当たりの学生数(21年度)：3名

【教職大学院（専門職学位課程）の設置状況】

区分	20年度	21年度	22年度	計	入学定員
国立	15	3	1	19	645
私立	4	2	0	6	195
計	19	5	1	25	840

教職大学院及び修士課程（教員養成系）の現状（平成22年度）

○ 教職大学院

	設置年度	大 学 院 名	研究科・専攻名	入学定員(人)	位 置	設置年度	大 学 院 名	研究科・専攻名	入学定員(人)	位 置
1	20	北海道教育大学大学院	教育学研究科 高度教職実践専攻	45	北海道	20	聖徳大学大学院	教職研究科 教職実践専攻	30	千葉県
2	20	宮城教育大学大学院	教育学研究科 高度教職実践専攻	32	宮城県	21	創価大学大学院	教職研究科 教職専攻	25	東京都
3	21	山形大学大学院	教育実践研究科 教職実践専攻	20	山形県	22	玉川大学大学院	教育学研究科 教職専攻	20	東京都
4	20	群馬大学大学院	教育学研究科 教職リーダー専攻	16	群馬県	23	帝京大学大学院	教職研究科 教職実践専攻	30	東京都
5	20	東京学芸大学大学院	教育学研究科 教育実践創成専攻	30	東京都	24	早稲田大学大学院	教職研究科 高度教職実践専攻	70	東京都
6	20	上越教育大学大学院	学校教育研究科 教育実践高度化専攻	50	新潟県	25	常葉学園大学大学院	初等教育高度実践研究科 初等教育高度実践専攻	20	静岡県
7	20	福井大学大学院	教育学研究科 教職開発専攻	30	福井県					
8	22	山梨大学大学院	教育学研究科 教育実践創成専攻	14	山梨県		25大学		840人	
9	20	岐阜大学大学院	教育学研究科 教職実践開発専攻	20	岐阜県					
10	21	静岡大学大学院	教育学研究科 教育実践高度化専攻	20	静岡県					
11	20	愛知教育大学大学院	教育実践研究科 教職実践専攻	50	愛知県					
12	20	京都教育大学大学院	連合教職実践研究科 教職実践専攻	60	京都府					
13	20	兵庫教育大学大学院	学校教育研究科 教育実践高度化専攻	100	兵庫県					
14	20	奈良教育大学大学院	教育学研究科 教職開発専攻	20	奈良県					
15	20	岡山大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	岡山県					
16	20	鳴門教育大学大学院	学校教育研究科 高度学校教育実践専攻	50	徳島県					
17	21	福岡教育大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	福岡県					
18	20	長崎大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	長崎県					
19	20	宮崎大学大学院	教育学研究科 教職実践開発専攻	28	宮崎県					

○ 修士課程(国立大学教員養成系)

設置大学数	研究科数	専攻数	入学定員(人)	備考
(3)	(3)	(8)	(700)	()内は新教育大学の 大学院に係る内数
45	45	173	3,333	

教職大学院の質の保証

①認証評価

大学には7年ごとに機関別の認証評価を受けることが義務付け。
さらに、教職大学院には、5年に1回、分野別の認証評価を義務付け。

- 教職大学院に関する認証評価機関として、平成22年3月に、「教員養成評価機構」が認証評価団体として認証され、平成22年度から認証評価を実施する予定。
- 「教育の課程と方法」、「教育の成果・効果」、「教育委員会及び学校等との連携」などの項目について評価。

★教員養成評価機構が行う認証評価には、大学サイドに加え、

- | | |
|---------------|----------------|
| ・全国都道府県教育長協議会 | ・全国連合小学校校長会 |
| ・全日本中学校長会 | ・全国高等学校校長協会 |
| ・全国特別支援学校校長会 | ・(社)日本PTA全国協議会 |
- 等の学校関係者が参加予定

②設置計画履行状況等調査（アフターケア）

平成21年度調査対象の全24大学に実地調査を実施。
24大学中、留意事項を付された大学…20大学

【主な留意事項】

- ・教員委員会との連携
- ・実習体制の整備等
- ・入学者の確保